

令和5年度補正予算「国産稲わら利用拡大実証・調査」に関するQ&A

【令和5年12月15日時点、未定稿（今後内容に変更がある場合があります）】

<概要>

問1 国産稲わら利用拡大実証・調査の補助事業は、どのような内容ですか。

(答)

稲わらは、国内生産量の1割弱に相当する約70万トンが飼料利用されているものの、約20万トンを入力して飼料利用されています。国産稲わらの利用拡大に向けて、海外産稲わらと同等の利便性が高い国産稲わら等を生産するのに必要な機械の導入とその実証、収集した稲わら等の一時保管場所となる簡易倉庫の設置に必要な費用等、以下の取組を支援します。

1 角型ベール生産機械の導入

(1) ほ場で稲わら等を収集・形成・梱包する機械導入（購入又はリース又はレンタル）【1/2以内】

(2) ほ場外で稲わら等のロールを再形成・梱包する機械導入（購入又はリース又はレンタル）【1/2以内】

2 1の実証に関する以下の取組を支援。

(1) トラクター、稲わら等運搬作業機械等 【1/2以内】

(2) 簡易な保管倉庫の設置 【1/2以内】

(3) 実証に係る稲わら等の運搬費 【1/2以内】

(4) 実証に係る稲わら等の飼料の成分、安全性に関する検査費用 【定額】

(5) 上記の実証に必要な検討会や1の機械の調達・開発・改良・調査等に要する経費【1/2以内、定額】

3 本事業に取り組む者は、令和5年度補正予算の広域流通拠点の整備事業を活用することで、国産稲わら等の流通拡大に必要となる保管施設や調製施設等の施設整備に対する支援を受けられる可能性があります。

問2 本事業は今後も継続されますか。

(答)

本事業は、補正予算で措置された単年度の事業です。

<要件>

問3 飼料生産作業を自ら実施しない組織（地方公共団体、一般社団法人等）は事業実施主体になれませんか。

(答)

地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）は、飼料生産作業を自ら行っていない場合でも、飼料生産作業を外部へ依頼し、その進行状況等を把握し、指導することができる場合は、事業実施主体になることができます。

問4 国産稲わら等収集・供給体制の構築の要件はなんですか。

(答)

- 1 本事業は、事業実施主体が、海外産稲わら等と同等に利便性が高く、輸送に適した角型に圧縮梱包された国産稲わら等を生産するための梱包や細断等を行える機械を導入、改良、開発し、国内での収集・梱包等のモデルの実証や調査を行うものです。
- 2 また、①実証・調査に向けた方針の作成、②実証に向けた調査・検討、③①で作成する方針に沿った国産稲わら等の収集・供給の実証及び実証データの収集、④②又は③の調査・実証結果の検証、とりまとめ及び報告書の作成、④②又は③の調査・実証結果の普及に取り組むことを要件としています。

問5 国産稲わら等収集・供給実証計画はどのような内容を満たせばよいですか。

(答)

収集供給実証計画は、ほ場で直方体形状に形成・梱包が可能な小型又は大型の国産稲わら等収集機械を導入する場合、または国産稲わら等をほ場外で直方体形状に再形成・梱包する場合について、いずれも、作業の効率化の状況や広域流通する場合の流通コスト、畜産農家における作業効率の状況（従来の稲わらロール等と比べた作業効率・利便性の向上、今後の利用希望、改善点等）等についての実証又は調査の取組を実施年度内に行い、本事業による効果を周辺地域等へ普及させる取組について記載してください。

問6 実証結果の普及はどのような取組を行えばよいですか。

(答)

本事業による効果を周辺地域等へ普及させる取組として次の1から5までの取組の中から1つ以上を行うこととしています。

- 1 事例発表や意見交換のための会議、現地研修会等の開催
- 2 取組事例の報告書の公表
- 3 ホームページや機関誌等への掲載による取組事例等の周知
- 4 利便性が高い稲わら等や収集機械等のほ場展示の実施
- 5 その他地方農政局長が認める取組

問7 基本的に実証としての取組なので、成果目標は必要ないでしょうか。

(答)

- 1 成果目標の設定はありませんが、稲わら等の収集面積や反収、単位面積当たりの労働投入量、ロールを圃場外で角形へ再梱包する場合の機械の効率や改良・開発に関する計画については、実証計画の策定の際に設定いただきます。
- 2 なお、事業に必要な範囲の機械等の導入のため、費用対効果分析は要しないものとしています。

問 8 「実証」ということは、新たに始める取組に対する支援であり、既存の取組は対象になりませんか。

(答)

- 1 本事業は、現在、国内で行われていない、輸入稲わら等と同等の利便性が高く、輸送に適した角形に圧縮梱包された国産稲わら等を生産するための梱包や裁断等を行える機械を導入し、国内での収集・梱包等のモデルの実証を行うことを目的としており、既存の取組は想定していません。また、支援対象となるのは交付決定後に取組まれた取組のみになります。
- 2 なお、既存施設、機械等の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外です。また、機械、施設等の能力及び規模は、実証を行う上で、適切な能力及び規模のものを選定してください。

<作業機械>

問 9 中古の機械装置は、事業の対象となりますか。

(答)

本事業により導入する機械等は、新品とします。中古の機械装置は対象外となります。

問 10 トラクターが導入できる条件は何ですか。

(答)

本事業の実施のために導入する機械について、既存のトラクターでは能力又は台数が不足すると地方農政局長が特に認めた場合に限り、導入することが可能です。

問 11 耕種農家が角型ベールの生産を行う場合、機械の所有・保管は耕種農家になるのでしょうか。

(答)

- 1 事業実施主体が機械の所有・保管を行うこととなります。

- 2 ただし、地方公共団体や農協等が事業実施主体となる場合、耕種農家にオペレーターとして作業委託するケースはありうると考えますが、その際は耕種農家において機械を保管することは可能です。

問 12 トラクターや運搬車は、実証期間が終わった後の使用用途に制限はありますか。

(答)

導入した機械の耐用年数期間は、国産稲わら等の利用拡大という目的に即して効率的な運用を図り、適正に管理・使用してください。

問 13 実証であれば、機械はレンタルが適当と思いますが、レンタルを除外している理由があれば教えてください。

(答)

令和5年度補正事業では、レンタルによる導入も可能です。

<ほ場外での再形成・梱包>

問 14 再形成とは、どのような方法によることを想定していますか。必要に応じロールカッター等も補助対象と考えてよいですか。

(答)

従来のロール形状で収集された国産稲わら等を加工所に集め、加工所において、小口の直方体形状に再形成することを想定しており、ロールカッターや細断カッター、圧縮プレス機等、再形成・梱包に必要な機械等の導入も補助対象になります。

問 15 ほ場外での再形成・梱包は、施設内（倉庫やハウス等）での再形成・梱包を想定していますか。その場合の施設借上料金等も事業の対象となりますか。

(答)

- 1 再形成・梱包に係る作業を行う施設の借上料金は補助対象としません。
- 2 なお、再形成・梱包された稲わらの保管場所の賃料については、実証に必要なものだけに限り、補助対象とすることとしています。
- 3 また、本事業に取り組む者は、令和5年度補正予算の広域流通拠点の整備事業を活用することで、国産稲わら等の流通拡大に必要な保管施設や調製施設等の施設整備に対する支援を受けられる可能性があります。

<簡易保管倉庫>

問 16 簡易保管倉庫とは、足場パイプなどの軽量鉄骨のハウスや丈夫で比較的安価なテントハウスは対象となりますか。

(答)

- 1 保管施設の設置を考えている場合は、本事業に取り組む者は、令和5年度補正予算の広域流通拠点の整備事業を活用することで、国産稲わらの流通拡大に必要となる保管施設や調製施設等の整備に対する支援を受けられる可能性があるのご検討ください。
- 2 そのうえで、簡易保管倉庫の設置を希望される場合は、本事業ではビニールハウス等の資材費への補助を考えており、軽量鉄骨のハウスやテントハウスについては、下記条件を満たしていれば補助対象になりますが、個別にご相談下さい。
 - ① 事業外で舗装されたコンクリート等の上部に設置する簡易倉庫の資材費は対象とします。
 - ② 収穫した稲わら等の一時的な保管場所を想定しており、コンクリート等による舗装行為やその資材費は補助対象外です。
 - ③ 地目変更を伴うものは簡易倉庫と認められません。(ただし、農地に復元することが前提の一時転用は可能です。)
 - ④ 既製品であり、法定耐用年数は15年以内であるものを対象とします。
 - ⑤ なお、設置については、建築確認申請(市町村建築課等)や農地転用手続きの申請(農業委員会事務局)が必要となる場合がありますのでご留意願います。
 - ⑥ 加えて、稲わらは消防法上の指定可燃物に該当しますので、倉庫を設置する最寄りの消防署にご確認ください。
- 3 なお、実証に必要な最小限度についてのみ補助対象となりますのでご注意ください。

<実証に必要な機械の調達・調査・サポート>

問 17 実証に必要な機械の調達・調査・サポートに係る経費のうち、「海外から導入するものに限る」とは、どのような場合を想定していますか。

(答)

- 1 海外から輸入する機械について、国内で稼働実績が少なく、導入に際し販売店又はメーカーのサポートを受けられない場合を想定しています。
- 2 具体的な経費としては、事業実施期間における①実証機械選定に係る経費、②実証機械輸送費、③実証機械保険料、④実証機械修繕費を補助対象とします。

問 18 調査協力謝金や実証資材提供費は、どのようなものを想定していますか。

(答)

- 1 調査協力謝金は、事業実施主体が畜産農家に対し、本実証で生産した角型の稲わらについて畜産農家における作業効率の状況を調べる際の謝金などを想定していますが、他に調査協力謝金として補助を受けたいものがあれば個別にご相談ください。
- 2 実証資材提供費は、角形稲わらの実証について、販売に耐えうる適正な品質の商品となるかわからない中で、実証向けの稲わらの収集を水稻農家に同意いただくために必要な費用を事業実施主体が協力する水稻農家へ支払うことを想定していますが、ほかにも実証資材提供費として補助を受けたいものがあれば個別にご相談ください。

<その他>

問 19 「整理合理化通知」は適用しないとの理解でよいですか。

(答)

本事業については、適用しません。

問 20-1 本実証で稲わらを販売し収益を得た場合はどうなりますか。

(答)

本実証で稲わらを販売し自己負担分を超える収益を得た場合は、事業費の精算を行う際に当該収益分に相当する金額を減額する場合や、返還が必要となる場合がありますのでご留意ください。

(参考)

令和5年度飼料自給率向上緊急対策事業実施主体公募要領

第4 補助対象経費の範囲

2 応募に当たっては、補助事業期間中における所要額を申請していただきますが、事業実施計画等の審査の結果、申請のあった金額から減額する場合があります。なお、補助事業等で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますのでご留意ください。

問 20-2 販売して収益を得た場合に返還が必要となる場合とは、具体的にどのようなケースですか。収集供給実証計画で供給先を記載する場合、目標年度までは実証として無償で供給する必要があるのか。

(答)

稲わらの販売で得た収益が、本事業で実施した事業実施主体の自己負担額を超える場合は、事業費の精算を行う際に当該収益分に相当する金額を減額する場合や、返還してもらう場合があります。

問 21 実証計画における目標年度の設定について、いつに設定すればよいですか。

(答)

事業の実証実施年度を目標年度として設定してください。

<令和4年度の国産稲わら利用拡大実証からの変更点>

問 22 令和4年度は角型ベール機械導入が前提でしたが、今回も運搬機等作業機械を導入する場合は角型ベール機械導入が前提となりますか。

(答)

- 1 当事業における実証の支援については国産稲わら等の利用拡大に向けて、海外産稲わら等と同等に利便性が高く、輸送や保管の効率が高い角型ベールでの国産稲わら等の収集・供給について実証・調査を行うものです。このため、運搬機等作業機械を導入する場合は、角型ベールにできることが前提となります。つまり、角型ベールにするための実証に必要な運搬機等作業機械以外の機械は対象外です。
- 2 ただし、実証に向けた調査のみを実施するメニューを新設しており、その場合は角型ベール機械の導入は前提にはなりません。また、やむを得ないと認められる理由により、実証が終了しない場合については、事業年度内に機械導入が間に合わなくとも、それまでの費用全てを対象外とすることまでは考えていません。

問 23 角型ベール機械の開発・改良は具体的にどのようなことを想定していますか。

(答)

- 1 例えば産業廃棄物を角型に圧縮梱包する市販の機械について、国産稲わら等で利用できるようにするための周辺機器の開発や作業効率をあげるための改良などを想定しています。
- 2 事業実施主体から機械メーカーに対し、求める能力を有する機械の開発・改良を発注することを想定しています。

問 24 角型ベール機械の開発・改良のメーカーの選定方法はどのようになりますか。

(答)

- 1 本事業は、市販されている機械を改造等し、本事業の実証で計画に定める処理能力を有する機械の開発・改良を図ることを想定した事業です。このため、開発メーカーは市販機の改良等を行う能力を有する者であれば、特段の要件はありません。
なお、委託して改良等を行う場合の上限は補助金の額の50%未満となります。
- 2 また、請負（役務費）の場合は、機械メーカーの選定は一般競争が原則で、一般競争が困難又は不適當な場合、指名競争か随意契約での実施が可能となります。

問 25 機械の導入は2分の1の支援、開発・改良は定額支援となりますが、具体的にはどうなりますか。

(答)

- 1 本事業は、購入する市販品の機械を改造等し、実証で計画する処理能力を有する機械の開発・改良を図るものです。
- 2 ベースとなる機械を開発・改良する場合、ベースとなる機械は2分の1補助で、ここからの開発・改良行為については定額支援となりますが、定額支援については、適切な実証計画の実施に必要な最低限の費用に限られます。そのため、ベースとなる機械の購入額等と、開発・改良に要する費用は分けて下さい。

問 26 開発・改良した機械の所有権はどうなりますか。

(答)

- 1 当事業は事業実施主体が購入する機械について改良等を行うことを前提としたものであり、当然、購入した後の開発機の所有権は事業実施主体にあります。

問 27 開発・改良に関する知的財産の取扱はどうなりますか。

(答)

- 1 開発した機械やそれに係る技術等について、パテント等権利の帰属は当事業では定めておりません。国費を要した知財が国の意図しない形で乱用されないような取扱いを規定することを検討しています。趣旨をご理解の上、本事業による効果を周辺地域等へ普及させることができるよう、配慮願います。
- 2 なお、特許等の取得費用については補助対象外です。

<広域流通拠点の整備>

問 28 角型ベールを利用する側が保管施設等を整備したい場合に、広域流通拠点の整備事業に申請することは可能ですか。

(答)

角型ベールを利用する側が、国産稲わら利用拡大実証・調査事業に取り組む者として当該事業計画に位置付けられている場合、広域流通拠点の整備事業に申請することが可能です。

(なお、広域流通拠点の整備事業に申請したい場合は、広域流通拠点の整備による施設整備計画も含んだ計画全体が分かるよう、国産稲わら利用拡大実証・調査事業の計画に記載してください。)